

25第7号議案

平成26年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について

のことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条に

基づき、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務について、指導、助言を行いたいので、別紙案を添えて請議します。

平成25年5月17日提出

教育長 野 村 道 朗

説 明

この案を提出するのは、先に愛知県教科用図書選定審議会に意見を求めたところ、別紙のとおり答申があり、平成26年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準を定める必要があるからである。

平成 26 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準(案)

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。ただし、名古屋市を除く。）においては「採択地区協議会」を設けること。
- 4 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の選定に基づいて所管の学校において使用すべき教科書を種目ごとに一種採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに平成 25 年度使用教科書と同一のものを採択すること。

2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに平成 25 年度使用教科書と同一のものを採択すること。

3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに平成 25 年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合は、市町村教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。なお、この場合、5 の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに平成25年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、市町村教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。なお、この場合、6の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成25年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成26年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

6 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成25年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成26年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成25年度使用教科書と同一のものを採択すること。

8 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成25年度使用教科書と同一のものを採択すること。

(写)

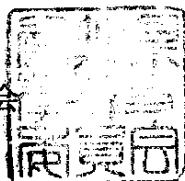
25 諮問教義 第 1 号

愛知県教科用図書選定審議会 殿

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の
規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求める。

平成25年4月12日

愛知県教育委員会



平成26年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について

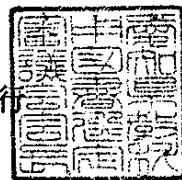


25審第1号
平成25年4月23日

愛知県教育委員会 殿

愛知県教科用図書選定審議会

会長 野澤博 行



平成26年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について(答申)

平成25年4月12日付け25諮問教義第1号で諮問のありました採択基準については、異議はありません。